

令和2年 第6回
教育委員会定例会会議録

令和2年6月11日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2545号
令和2年第6回定例会

日 時 令和2年6月11日(木) 午後2時00分 開会

場 所 テレビ会議(港区役所4階 庁議室)

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学校施設担当課長	増 田 裕 士
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第2 報告事項

- 1 港区教育史刊行スケジュールの変更について
- 2 港区立スポーツ施設指定管理者候補者の選定について(非公開)
- 3 図書館システム用端末機等の購入について
- 4 令和2年度小中学校夏季学園について
- 5 学校給食関係事業者への支援について
- 6 オンライン授業の充実に向けた取組について
- 7 図書館の5月分利用実績について
- 8 港区立小中学校、幼稚園の手洗い水栓の自動化について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから令和2年第6回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後2時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は中村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

まず本日の運営についてお諮りします。報告事項第2、港区立スポーツ施設指定管理者候補者の選定については非公開での報告とし、日程を変更して報告事項第8の後に行いたいと思います。以上のことについてご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、報告事項第2については日程を変更して報告事項第8の後に行い、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 審議事項

1 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

○教育長 それでは日程第1、審議事項に入ります。

議案第69号「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、ただいま議題となりました69号、港区立学校設置条例の一部を改正する条例について、本日付の資料ナンバー1を用いてご説明させていただきます。恐れ入りますが、1-3から御覧いただければと思います。

港区立学校設置条例の一部を改正する条例といたしまして、芝浦一丁目に新たな区立小学校を設置するために学校設置条例の一部を改正させていただきたいというふうに考えてございます。

理由につきましては記載のとおりでございますが、内容につきましては、名称が港区立芝浜小学校、位置は港区芝浦一丁目16番31号、期日につきましては令和4年4月1日を予定してございます。

今後のスケジュールになりますが、令和2年6月に令和2年港区議会第2回定例会に議案提出をさせていただいた後、令和4年4月に開校の予定になってございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第69号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第69号については原案どおり可決することに決定い

たしました。

日程第2 報告事項

1 港区教育史刊行スケジュールの変更について

○教育長 次に日程第2、報告事項に入ります。

「港区教育史刊行スケジュールの変更について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは報告事項の1「港区教育史刊行スケジュールの変更について」ご説明させていただきます。

報告資料のナンバー1とナンバー1-2をご用意ください。

令和2年5月27日付で書面会議で行いました港区教育史編さん委員会におきまして、令和3年3月末に刊行予定の通史編・資料編について刊行時期を令和4年3月末に変更することが決定されましたので報告いたします。

資料1-2の方を御覧ください。

編さん事業全体のスケジュールとなっています。こちらの教育史につきましては平成28年度から取り組んでまいりましたけれども、通史・資料編、そして「くらしと教育編」につきましては、当初、令和2年3月刊行予定でした。それぞれ3段組になっているところがあると思いますが、一番下が当初の計画です。平成29年11月17日開催の第3回港区教育史編さん委員会では、想定以上の資料がたくさん収集され、資料の整理や分析におお多くの時間を要するというので、スケジュールを1年延長して令和3年3月刊行とした経緯がございます。通史編の既刊教育史、第7章、そして資料編、こちらの真ん中の部分が1年延長したときの、これまでのスケジュールになっています。また、「くらしと教育編」については、そのとき令和2年3月刊行予定のものを令和5年3月まで刊行時期をずらしております。今回の変更については、こちらの通史編の部分と資料編の部分というふうになります。

では資料1に戻っていただきまして、1番、現在の進捗状況です。1-2の方と併せて御覧いただきたいと思いますが、通史編につきましては、既刊、第7章の新規執筆部分、いずれも変更後の当初のスケジュールでしたら、それぞれ資料の検証等整理が終わりまして、また執筆が終わり、監修を経て刊本、またWeb版の制作に入っている時期でしたけれども、まだ資料の整理、そして執筆が一部残っているという状況になっています。

また、資料編につきましては、教育史の執筆、また資料の整理が完全に終わっていないので、この資料編にどの資料を掲載していいか、まだ決定ができないということで、全体の構成ですとか掲載資料の選定によろしく着手できたという段階になっています。令和2年6月のところに赤い線が引いてあるかと思いますが、こちらが現時点ということで、本来真ん中の青い部分に到達していないといけないのが、まだそこに至っていないということで、見比べていただければと思います。

それでは資料ナンバー1の項番2、編さん作業に遅れが生じた理由と、それに対するこれまでの教育委員会事務局で行ってきた対応ですが、こちらの2番につきましては、いわゆる仕様書に基づ

いて通常の作業を行っている中での遅れの理由になります。

まず教育史の編さん作業の支援については、事業者に委託をして行っているところですが、委託事業者がこれまでこうした社史とか自治体の史誌などを手がけた経験がないということで、経験・専門性が不足しており、またそれを担う人材が不足しているということで、なかなか人員体制も整っていませんでした。

こうしたことから具体的には資料の精査や整理がなかなかできず、執筆する方への確な資料提供ができなかったり、また執筆者との連絡調整が円滑に進まなかったことで、執筆者の間での記述内容に重複あるいは軽重が生じたりして原稿の提出が遅延していました。また、会議開催に当たっても、こちらが期待する資料がなかなかできず、その修正に多くの時間を費やしてしまい、会議の開催が延びたということもございました。

裏面を御覧ください。それについては、教育委員会といたしましても編さん委員会の委員長ですとか監修者、また事業者を交えて逐次協議を行って、事業者に対しては責任体制、そして担当者の役割分担の明確化ですとか執筆者の増員などを強く申し入れてきていたところです。特に編さん委員長からは、事業者に対しまして執筆についての助言・指導をいただいたり、作業の遅れに対する対応策についても強く指示をいただいたりしておりました。

事務局としましても、委託事業者との月1回の定例の打ち合わせ以外にも随時打ち合わせを行いながら、都度進捗に合わせたスケジュールの修正などを指示したり、また執筆の支援を行うために、事務局の職員が必要な資料を監修者から聞いて、実際学校に出向いてその資料を集め、提供なども行ってまいりました。また、編さん委員会などの会議資料も分かりやすくするために事務局の職員と委託事業者で修正を重ね、編さん委員会委員長と委託事業者との間に立って調整などを進めてきたところですが、なかなか作業の遅れを取り戻すまでには至りませんでした。

それから3番、これも編さんの遅れた理由になりますけれども、こちらは当初想定していなかった、事業者の責にもよらない新たな事象により遅れた理由ということになります。

まず、これまで既に刊行されている教育史の通史編については各章の冒頭にその章の内容に沿ったテーマを設定し、導入部分として序文を新たに付すことになりましたけれども、記述については最大限既刊のものを生かすという編集方針が定まっていたので、誤字・脱字の確認とか史実の検証を行って監修に至るということを予定していましたが、こちらの修正などが想定以上に多くなっていること、また、新しく書き起こす序文と本文の整合性ですとか史実の正確性を確保するため、当初予定していませんでしたけれども、監修者による史実の検証が必要となりました。

すみません、資料1-2の既刊の一番上の「今回変更後」というところを見ていただきたいと思えます。資料の整理、検証・解題は、真ん中のところを見ていただくと1回監修を行うだけの予定でしたけれども、上段で見ていただくように、これまで2回程途中の段階で監修者による検証を行っています。これは当初想定していなかった部分となります。

資料1の裏面に戻りまして、3の(2)です。平成期の新規執筆の部分ですが、こちらについては一定程度執筆が終わったところで、先程も申し上げましたが、執筆者によって内容

に大分差が生じてしまっていたので、編さん委員会の委員長の方から助言がありまして、原稿の分量、内容を充実させるために改めて資料を調査したところ、新しい資料が発見されまして、一旦書き上がった資料、原稿の修正ですとか再執筆が必要となり、こちらでもまた時間を要している状況です。

それから資料編の再編作業につきましては、先程も申し上げましたが、既刊の確認作業ですとか平成期の執筆が遅れている関係上、資料編に掲載する資料の取捨選択ができなかったため、全体構成ですとかの検討が進まなかったという状況です。

また、3月ぐらいからですが、新型コロナウイルス感染症の影響もかなりございました。Web会議などの手段も取ってございましたけれども、関係する人たちが全て在宅勤務となって、なかなかWebだけではできない綿密な打ち合わせ、連絡調整が難しいところもあり、また外出抑制ということで、会議の開催ですとか、また学校や教育センターなどに出向いての資料の調査がなかなかできなかったということで作業が大分滞ってしまっている状況がございます。こうした状況に鑑みまして、後世に残る充実した内容の教育史をしっかりと編さんするためということで、1年間編さん期間を延長させていただくこととなりました。

今後の対応についてですが、4番に記載しましたが、編さん委員会の委員長を中心に監修者、委託事業者などの関係者と、これまでも行ってまいりましたけれども、さらに一層綿密な連絡調整を行って関係者全体で編さん体制を強化していくとともに、事業者との定例会におきましても月次ごとに日単位のスケジュール表を作成して、さらに厳格なスケジュール管理を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 まず全体としてスケジュールを延ばすことについては、それはそれで必要だと思います。何よりもこういう教育史あるいは史誌を編さんするには資料をまず丁寧に収集して分析をするということが必要です。やはり緻密な考証の上に執筆がなされるということが必要です。それが学術的にもきちんと評価されるように、教育史として、あるいは区の姿勢としても評価がされるということになりますから、そこは丁寧にしっかりした考証の上に積み上げていただきたい。

その上で質問ですけれども、ここで言う執筆者というのは主に事業者が執筆という理解でいいですか。

○教育長室長 28年度、29年度から執筆作業は本格的に始まっていますが、当初は、区立小中学校、幼稚園も含めてですけれども、退職した校長先生や園長先生や副校長先生などをお願いをして執筆をしていましたが、先程も言いましたように出来上がった原稿の内容に差があったので、昨年度からライターを事業者の方で探してもらって、その人たちに現在は書いてもらっています。

○山内委員 当然これは誰が書いても全体をまた調整し直すということは非常に重要なことですからそれをしなければいけない訳ですが、ここにあるように委託事業者の経験・専門性の不足という

ことが一番背景にあるように思いますけれども、事業者であるTRCがこの問題に対してどの程度きちんと認識して、そして誠実に対応しているのか、その辺も教えていただけますか。

○教育長室長 こちらからも、体制の強化ですとか執筆者選定に当たっても、やはりそれなりに知識のある方でないとなかなか執筆は進まないのではないかとということで、そういった専門性のある人ということをお願いしましても、なかなか向こうもつてがないということでしたけれども、事業者なりの努力はしてもらったと思います。また、教育推進部長ですとか教育長の方も向こうの社長まで含めて呼び出しをして、スケジュール上の注意喚起と今後の体制強化、そして区の教育史として素晴らしい内容となるようにこれからもきちんとやるようにということで注意喚起をしていただいていますので、TRCとしても一定の責任を持ってしっかり対応していくというふうに申しております。

○山内委員 区史の方も同時に同じ業者が担当しているのだと思いますけれども、私が漏れ伝え聞いているのは、やはり編さん委員会、監修者の方たちはかなりフラストレーションがたまっているという状況が伝わってきて心配をしております。やはりこの事業者、TRCがほとんど何々史という編さんの知識がないといいますか、非常に苦勞しているというのは分かるのですけれども、とはいえ、もともと港区はしっかりした港区史もあるし、教育史も出している。どういう水準が求められているかということをつかんだ上で向こうはプロポーザルを出してきている訳ですから、向こう側の責任は大きいと思うんです。全くないところで編さんを頼んだというのではなくて、過去にそれなりのものを出しているところにさらに新しいものをお願いしている訳です。

そういう意味では、やはり相当厳しく改善を求め続けなければいけないのではないかなというふうに思っています。おそらくこれをきちんとやり通すにはTRCを相当厳しく事務局がコントロールしていかないとうまく行かないのではないかとことが心配になっております。そこは事務局の方々のご負担が大きいと思いますけれども、ぜひそういう事務局側としてもしっかりした体制で臨む必要があるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○教育長室長 委員ご指摘いただいたとおり、今この教育史の担当者も大変苦慮しているところで、頑張っただこまで持ってきてくれているのですけれども、1年間延びたということで気を緩めることなく、また事業者においても気を緩ませることのないように、しっかりそこはスケジュール管理また必要な指導を行って、これ以上刊行時期を延長するということは二度とないように取り組んでまいりたいと考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 遅れることによって何か予算が増えたりとか、そういうところはないのでしょうか。

○教育長室長 当然、遅れたことによりまして、それだけ人を長い期間雇用して使っていかなければいけないので、その人件費分とかがかかってきますけれども、事業者の責任といいますか、事業者の方の事由によって遅れた部分についてはむしろ損害賠償をもらってもいいぐらいじゃないかということもあって、そこについては単に遅れて人件費がかかったからということで経費の増額を認めることはしないようにしたいと思います。

ただ、3番に記載しているように当初想定していなかった、事業者の責任に負わせるにはやや無理があるかなと思われるような事由については、もちろん内容を精査した上でですけれども、一定程度は考慮すべきところがあれば、そこはまた財政当局とも相談していきたいというふうに考えています。ただ、やみくもに延びたからといって経費をすぐ向こうの依頼で上乗せするという事は絶対ないようにしたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回の3の事由によって、新たな要因によって延びた分についてはある程度考慮することですけれども、ただ、ここの3に書かれているようなことは、どんな歴史編さんするときも起こり得ると思うんです。例えば既刊の教育史があって、それを基にする部分があっても、当然、新しく次につくるときには、その後に出た新たな資料などを基にもう一回見直す部分というのが出てきますから、ある意味で過去にあるものを基礎にしても追加の修正は起こるのです。これはある意味でそういうものを編さんするときの常識であって、その部分が増えたから余計にお金が欲しいというようなのは、これは向こうの無経験が言うことであって、それは理由にならないのではないかなというふうに思います。

○教育長室長 今その意見をいただきましたので、それも含めて、ある意味私どもの交渉の背中を押していただけたご発言でもありましたので、しっかり業者に対しては交渉、折衝をこれからしていきたいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 図書館システム用端末機等の購入について

○教育長 次に「図書館システム用端末機等の購入について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 図書館システム用端末機等の購入についてご報告いたします。本日付報告資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。

まず報告内容です。図書館システム用の端末機等情報機器について保守期限を迎える機器を更新するため、下記のとおり購入するものでございます。

項番1、購入物品です。(1)物品名及び数量です。システム端末機134台、システム端末機用ソフトウェア1式、プリンター52台、バーコードリーダー77台、図書館資料自動貸出機24台、ハンディターミナル30台、スイッチ11台でございます。

(2)機器設置場所及び内訳は表のとおりでございまして、図書館6館1分室、台場区民センター等の四つの図書館連携施設に置かれる機器を更新するものでございます。

2、その他でございます。購入に関する議案については区議会の議決が必要なため、令和2年港区議会第2回定例会に提出する予定でございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。図書館システムの概要でございます。(2)に購入

機器の詳細が記載をしております。

なお、こちらに記載はございませんが、本日午前中に入札の開札がございまして、落札業者と金額が決定いたしました。税込み1億1,759万円で区内企業が落札をいたしております。機器の更新は、物品がそろい次第、年末までの間で休館日等を利用して速やかに実施をしていく予定でございます。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

ちょっと細かい話なんですけれども、1の(2)の「機器設置場所及び内訳」の郷土歴史館にバーコードリーダーが2台入りますよね。そもそも今回の購入の理由は保守期限を迎える機器の更新ということなんですけれども、歴史館はできてそんなにはたっていない中で、この2というのはどういう意味で入っているのですか。

○図書文化財課長 今の点につきましては再度確認をいたしたいと思います。

○教育長 それから、説明の中にもあったのですけれども、台場区民センターと男女平等参画センター、これは教育委員会の施設じゃないですね。そここの図書館の関係と、それからこの機器の所属という変ですけれども、教育施設じゃないのにこれは教育委員会でやるのですかというところ。その連携施設というものの説明をすればそこは分かるのかもしれないけれども、併せてお願いします。

○図書文化財課長 台場区民センター、男女平等参画センターについては、区民センターと男女平等参画センターは別の条例上の公の施設ということで設置をされているものでございます。この区民センターなり男女平等参画センターの事業として図書室を持っているということでございます。ただ、区民の目から見ますと図書を貸しているということで図書館と非常に類似した機能を持っているということで、図書館の連携施設ということで位置づけまして、図書館の本も貸出し、そこに取り寄せて借りることもできますし、返却をすることもできるという区民のメリットを考えてこのような対応をしているところでございます。そのため、そこで貸出しをしておりますシステムの関係の機器につきましては図書館と同一のものを入っておりますので、そこで今回システム端末機、その他の機器につきまして一括して図書館の方で購入をして更新をする、そういう仕組みで運用をしております。

○教育長 そうすると、この二つの施設についてはそれぞれの施設が今回更新を行うということですか。契約は一本で。

○図書文化財課長 契約の方は一本で行いまして、実際更新作業のときにはご協力をいただくことになります。

○教育長 協力というか、この機器の持ち主は誰ですか。

○図書文化財課長 機器の持ち主としては、これは図書文化財課の備品という形になります。

○教育長 そうすると、教育委員会の施設じゃないのですけれども、図書館システム関係の機器は逆に教育委員会がそこに置かせてもらっているということですか。

○**図書文化財課長** 置かせてもらっているという形。所在がそこにあるということになります。

○**教育長** 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○**薩田委員** 私も、同じ質問なのかもしれないのですけれども、そもそも全部が同じときに更新期限を迎えることになるのはどうしてなのかなと思ひまして、設置したときが全く全部一緒なのか、別々にできているはずなのに今回全部一緒にすることになったのか、ちょっとそこを教えていただきたいなと思ひます。

○**図書文化財課長** こちらの保守期限は5年間ということで設定されておりまして、平成27年度に前回更新をしています。そのため平成32年に当たりますけれども、今回の更新ということで更新期限を迎えているということです。

郷土歴史館がこうなっている事情につきましては、現在確認をいたしておりますので、後程そこは回答させていただきたいと思ひます。

○**薩田委員** そうすると、その前まで、図書館の設置された時期は全部違うと思ひますけれども、今の図書システムにしたのは前回一緒だったということなんですか。同時に。

○**図書文化財課長** 現在のシステムは平成26年度にプロポーザルをいたしまして導入をしたということですので、導入の時期は一緒だったということになります。

○**薩田委員** 分かりました。

○**教育長** では、保留でいいですね。

○**図書文化財課長** 申し訳ありません。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和2年度小中学校夏季学園について

○**教育長** 次に「令和2年度小中学校夏季学園について」説明をお願いします。

○**学務課長** それでは本日付資料ナンバー4を用いてご報告させていただきます。令和2年度小中学校の夏季学園についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を踏まえて令和2年度の小中学校の夏季学園を中止しますということです。

中止の理由につきましては、夏季休業期間が短縮をされて、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じた上で実施することは困難ということと、先日、5月28日には東京都からのガイドライン、これは都立学校でございますが、12月まで、年内の宿泊については中止または延期ということになっておりますので、そういったことも鑑みまして、基本的には夏季学園は夏の期間ということで中止をさせていただくものでございます。

2番には例年の実施状況を記載させていただいておりますけれども、今回検討するに当たりまし

ては、2泊3日ということをして1泊2日にしてはどうかということも含めて色々検討した結果、難しかったということも含めてご報告をさせていただきます。

私からの説明は以上です。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○**中村委員** 何か代替するようなイベントは考えていないんですか。

○**学務課長** こちらにつきましては小学校長会、中学校長会と色々お話をしまして、今回夏休み期間中がかなり短くなってきている。そこで何かまたスケジュールを入れてしまうと子どもたちに負担がかかるのではないかとということで、あえて統一的な何か催しをしようということではなく、地域の催しであったり、そういったものに参加をしていただく、そういったことも議論をさせていただきます。

○**中村委員** いわゆる小学校全体が取り組むことはない。

○**学務課長** 一つの方向で代替をするということはないということですか。

○**中村委員** 各学校でやるということですか。

○**学務課長** 各学校の地域のお祭りであったりとか夏のお祭りであったり、そういったことに参加をしていただく機会も確保するべきでしょうということで、何か代替案を考えるということにはしないということで決まっております。

○**中村委員** 夏休みではなくて別の期間で何かやろうか、そういうことも検討はしていないということですか。

○**学務課長** 夏季学園はどうしても夏ということで、夏季限定で我々が実施してきたもので、夏以外にやりますとまた教育のカリキュラムの中で色々な影響があるということで今回実施しないと。ただ、今後またご説明させていただく可能性があります、移動教室、あと修学旅行といったことに関してはまた別途の取り扱いをしなければいけないのかなということで、今、検討しているところでございます。

○**教育長** 中村委員がおっしゃられたような、例えば冬になってスキーに行くとか、そういうのはないのかなど。確かに教育課程に入っていないので希望者だけが行っているんだけど、夏季学園として夏休みにやる目的というのはこういうものであって、それを冬にやったら全然意味がないですよというのがあるのか、ないのか。冬季学園と言うのか分からないけれども、何を目的にしているかによって、別に夏じゃなくて冬でもいいじゃないかというのが出てくると思うのです。

○**学務課長** こちらを次の代替案ということで色々考える中では、基本的に今度、夏季学園ではなくて移動教室の方が1月以降にずれ込んできて、小学校6年生もなるべく行かせてあげたいと。中学生についても移動教室を入れていきたい。また、中学生については移動教室プラス修学旅行、3年生も入れていきたいということで、各学校の中ではカリキュラムを組んでいる中で、どうしても我々が組む中では年明けの冬休みの短い期間の部分か春休みの部分ということで、子どもたちの影響というか、期間として今回の全学校の分を入れる期間がちょっと取れないだろうということも議論させていただきながら今回の決定、こういった方向でやらせていただきたいということで決まっ

たというのが経緯でございます。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 学校給食関係事業者への支援について

○教育長 次に、「学校給食関係事業者への支援について」説明をお願いします。

○学務課長 本日付資料ナンバー5を御覧いただければと思います。学校給食関係事業者への支援についてでございます。

こちらは5月7日の教育委員会の方に3月分としては同じような支援としてご説明をさせていただきましたけれども、3月以降、4月、5月も臨時休業が続いたということで、こちらも安定的な給食を提供するために必要な事業者への支援ということで支援を引き続き行わせていただきたいということで考えたものでございます。

ただし、3月分については国庫補助金がついておりましたけれども、4月以降については国庫補助金がついていないということから、区の単費ということでこちらの方には記載をさせていただいております。区の負担額につきましては、4、5月分で予算額としては4,125万1,000円ということで見積もってございます。

説明は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 今の4,125万1,000円の根拠というのは、もともと給食があったときに発注していた金額だということですが、どういう金額を根拠にしているのか教えてください。

○学務課長 こちらにつきましては40社程対象の事業者がおりまして、4月につきましては既に4月の最初までは新学期が始まるということで動いておりましたので既に発注をしているものがありまして、発注が見込まれたものに関しての食材費ということになっておりますので、既に発注したもので、例えば運搬料とかというのは対象外にさせていただきたいというふうに考えているのですけれども、運搬しないもの、品物の代金についてはしっかり見ていこうというふうに考えています。

5月については物によって早めにちょっとお願いしたものがあるといことで少なくはなってしまいますけれども、その分についての商品の代金分ということになってございます。そういったものに関する準備をする事務手数料とか、そこらあたりも踏まえてそういったものを加味されたものというふうに認識していただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

3月のときも同じような、むしろそちらの方がケースとしてあり得るかもしれないですけれども、4月、5月に一旦発注しているんだよね。そうすると、その物、食材そのものというのは業者の方じゃなくて、うちのものですよね。全て払えばよ。4,100万なにがしは全て払っていないとい

うことでいいのですか。

○学務課長 この4, 0 0 0何がしは全て支払っていないものになります。

○教育長 そこは明確に説明、山内先生に答えないと、物はあるんじゃないのっていう疑問が湧いてくる。

○学務課長 ここは事業者への支援という形で、発注される見込まれた金額について補助金としてお支払いをするということになりまして、事業者の安定的な運営のためにやる補助金になっておりまして、実際、物については我々の方に入ってくるものではないというような内容になっています。

○教育長 そうすると、そこまで説明すると、どういう計算でこの金額が4 0社分出てきたのか。補助金は補助金でいいんですけども。

○学務課長 この算定については、去年の実績ベースについて3月の調査をした結果、パーセンテージが大体このくらいの割合で出てくるというのが分かっておりますので、それで大体の予算額を算定しているというような状況になっています。

○教育長 分かったような、分からないような。

○学務課長 去年の4月分の発注をした金額に対して、事業者さんがその分の食材費として上げてくるであろう金額を算定して試算をしています。予算としては。

○教育長 説明が、要は、例えばよく新聞報道とかあるんだけど、給食のための物資の提供しかやっていないある企業があって、それが全くなくなっちゃうから、社として、企業として成り立たない訳じゃないですか。だから、その部分をその企業存続のためにフォローするということで、発注したとか、物がどうのこうのという話じゃないんじゃないの。言うならば、今、国がやっている、5割減になったらいくら支給します、1 0 0万出します、何万出します、そういう意味合いなんですかね。

○学務課長 そのとおりの意味合いでございまして、ただ、その補助金をいくりにするかという算定の中で去年の食材費の見込み等を使って金額を算出させていただくということになります。

○教育長 これも、1番のところの国からの交付金を活用しという言葉はあるんだけど、税金な訳じゃないですか。区民税じゃないですか、基本的に、それを出す訳だから、それなりの区民の方の納得がいくような説明ないしは中身をきちっと押さえないと、ただ企業存続のために出しますという、その積算の方法もそれでいいのかどうか分からないじゃないですか。

○学務課長 予算の算定の仕方としては昨年度ベースのものに対して計算をさせていただきましたけれども、実際事業者さんから申請が上がってくる際には、実際我々がどのぐらい発注をしたのかという中から、その現実的な金額を基に算定をして補助金額を決定させていただくということになります。

○教育長 これ以上言いませんけれども、そこは説明できるようにしておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 今のに関連するのですけれども、発注して実際に入ってきたものってないんですか。

○学務課長 今回、4月、5月分に関しては発注して入ってきたものはございません。

- 中村委員 3月分はあったんですか。
- 学務課長 今回のこの「支援について」には算定は入っておりませんが、実際入ってきたものについてはキャンセルをしたほかにも別途お支払いをしています。
- 中村委員 要するに物は戻したんですか。
- 学務課長 入ってきたものに関しては、例えば一度入れてもらって、入ってきていて、賞味期限が来るまでは我々の方で取っておくのですけれども、賞味期限が切れてしまうと我々の方で廃棄をする訳です。
- 中村委員 廃棄なんですか。
- 学務課長 いつ給食が再開するかということで、その間に賞味期限が切れてしまったものに関しては我々の責任で廃棄をします。
- 中村委員 その分は払っている訳ですね。
- 学務課長 払っております。
- 中村委員 入ってきた分はね。
- 学務課長 入ってきた分は払っています。
- 教育長 それは代金として払っているんでしょう。今回はちょっと違うんでしょう。
- 学務課長 違います。これは、発注をさせていただいた分に関しては算定の根拠として使わせていただくということになります。補助金の算定として使わせていただく。
- 中村委員 実際、完全に補助金のことですね、実態とすると。
- 教育長 物が無い訳ですから、やりとりない訳なんです。
- 中村委員 それを単に去年の実績をもとにして、材料費の去年の実績から補助する金額を決めているという。
- 学務課長 予算額を今回決めさせていただいたということになります。
- 中村委員 そういうことなんですね。ちょっと誤解していました。
- 山内委員 当然業者が潰れちゃうと、その後給食を再開するにしても、再開できませんから、ある範囲の補助というのは必要だと思うんですけども、やはり積算の根拠はきちんとしておかれないと、またこういうことが繰り返したり、しばらく続く可能性もありますから、根拠をしっかりさせておいた方がいいのではないかと思います。

例えば既にその業者が発注して仕入れが終わっていたもので、しかしこちらが使わない、結局こちらに納品されなかったら完全な赤になる訳ですよ。その部分に対して手当てをするというのはよく分かります。逆に5月とかになると、おそらく向こうは仕入れをしていない訳です。そのときに、さあ、いくら補助を出すか、結構これは難しい。つまり毎月、例えば1カ月500万そこにこちらが払っていたとしても、向こうはそのうち400万が仕入れ値だとしたとき、実際にその会社の人件費とか回すのに必要な額は、それを抜いた100万だとしたときに、ふだんの発注額をそのまま渡したら過剰に渡していることになる訳です。だから、そこをどの範囲を渡すかというのをきちんとしておかれないと逆に色々な批判を招いたりするかもしれないので、そこを丁寧に積算の根

拠をやった方がいいんじゃないか。その方が業者の方とも長く安定して付き合えるというふうに思います。

○学務課長 本当に算定の根拠というか、4月の状況と5月の状況はまたちょっと違うところがあると思っておりますので、そこについてはちゃんと内容を精査した上で、事業者と協議しながら補助金額については説明のできる中で進めていきたいというふうに考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 ここはちょっと誤解を招く表現ですよ。資料の2の「キャンセルした学校給食食材費相当」というと、実際にキャンセルしちゃって、それで発生したもの、私はそう読んだので、実際にキャンセルしちゃったのかなと思っていましたので、ちょっと表現が誤解を招くような。食材費相当額を区が出してあげるということなんでしょうけれども、ただ、その算定は去年の実績を考慮してやるという。キャンセルしたと言われると。

○学務課長 予算額としては、去年の4月とか5月のものを算定させていただいて予算額の4,000何がしというのは決めさせていただきました。ただし、実際に申請が上がってきて、それを補助するというときの計算の仕方としては、実際我々が発注をかけて、途中でキャンセルをして、やはり給食がなくなったのでやめましたといった、発注がかかったものに関しての食材費の部分を我々としては算定をきちんとさせていただいた上で、それを補助金額とさせていただきたいと。

○中村委員 今年の4、5月分は既に発注はかけたんですか。

○学務課長 4月にかけています。

○中村委員 その発注をかけたけれども、キャンセルしたんですね。

○学務課長 そうです。

○中村委員 その金額とこの4,200は一致しているんですか。

○学務課長 一致はしていません。

○中村委員 一致してないのですね。だからこれは誤解を招く。不誠実ですよ。その分はいくらで、それ以上のものもあるなら、それ以上の分はこうやって算定して出しましたというふうにしなるとちょっと不誠実ですよ。

○教育長 さっきの答弁の中で去年の実績云々という話をしたけれども、そうすると、今の中村先生が言われたようにちょっとおかしくなっちゃうね。

○学務課長 予算を算定する上では去年の全体の総額から割り出しをさせていただいて、給食費は実は私費になっておまして、我々が直接発注をしているものではなく、各学校が各事業者さんとやっておまして、実際にいくらどういうふうに出したのかというのを全て集めて把握するというのは今、難しい状況になっておまして、それを今、各学校と、実際どのぐらい発注したんですか、いつ、どういうふうに出して、どういうふうキャンセルしたんですかということを実は細かく詰めているところで、予算額として今回4,000何がし出ささせていただいたものと実際補助金として算定して出すものは全く違うものになっています。

○中村委員 これは予算額ですね。

○学務課長 予算額です。

○教育長 予算の積算額がそうだといっても、その元が、もともとはキャンセルした食材の相当分でしょう。要は金額が出せないのということです。

○学務課長 そうです。

○教育長 仮の形で予算額は前年度の部分を載せたというだけであって、本来的にきちっと分かれば、実際に執行するときは、予算額だから4,125万1,000円を払う訳じゃないでしょう。

○学務課長 ないです。

○教育長 これから詰めていく訳ですね。だから、その詰めていくのは2番でいう対象経費、考え方だね。けども、それがまだ分からないので、あくまで予算額4,125万1,000円は仮の形で去年の実績を載せたんですよというふうに説明しないと分からないよ、これは。これとこれは違いますと。

○学務課長 説明が足りず申し訳ございませんでした。仮の形で今、出させていただいたものと実際補助金として今回支出をしていただくというのは算定根拠が全く異なっているという状況になっております。

○中村委員 4月、5月の分を各学校に問合せをして、どれぐらいキャンセルしたかというのを全部合計した金額を実際は出す、予算の範囲内であれば。そういうことですね。

予算を超える可能性もある訳ですね。

○学務課長 予算の範囲内でお支払いをするということになります。

○中村委員 だけど、各学校のデータを集めたらこれを超えちゃう可能性もあるということでしょう、可能性とすれば。

○学務課長 可能性としてゼロではないんですけれども、仮に超えたとしても、要綱の中では予算の範囲内で実施するというふうに決めておりますので、超えるような算定はできないということになります。

○中村委員 だから、払っても上限はここでと。

○教育長 先程山内先生が例示を挙げられておっしゃられた、本来事業者の方が負担になった以上のものは払えない。けど、そういうのはあり得ないでしょう、今の考え方だと。そういうふうに答えないと。さっきの答弁と何か違うような気がする。

○学務課長 基本的に超えることがないように、この金額を算定するために昨年度の金額を……。

○教育長 だから、そういうふうに言うと、予算額はそうなんだけれども、予算額は実際にこれからお支払いする、補助金としてなのか分からないけれども、出す金額、そちらのことまで言わないと。予算額とは関係ないじゃないの。こちらから実際に支払う部分、それは負担になった以上のものは払わなくてもいい訳でしょう。「キャンセルした学校給食食材費相当額」だから、それ以上のものは払えないでしょう。

○学務課長 払えないです。払えないので、どちらにしても収まります。

○中村委員 業者にあぶく銭が出る可能性はないということですよ。

これだと非常に分かりにくい説明ですね。こちらが業者に発注して、業者が既に学校に卸すために、業者が仕入れが終わっている場合と、発注は受けたけれどもまだ学校に卸すための仕入れをしていない場合では、その業者の資格は違う訳ですね。その点で握っておかないと逆に払い過ぎるということも今の説明だと起こる訳です。

○学務課長 状況については1件1件見ていかなければいけないというふうに思っています。各学校がある事業者さんに何校もお願いをしているというのがあって、結局全部がどういう状況なのかというのを把握した上で、それがどういったタイミングでお願いをするべきものだったので、どういうふうな損失が出たんだとか、どういうふうなものが我々としてはお支払いすべきものなんだということを一つ一つ丁寧に見ていかなければいけないというふうに思っております。

○教育長 執行する側から言えば、きちっとその辺は精査して払わないといけないのではないのでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 オンライン授業の充実に向けた取組について

○教育長 次に「オンライン授業の充実に向けた取組について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは資料ナンバー6、オンライン授業の充実に向けた取組について報告をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大や、今後、もしインフルエンザ、台風等によって学校が再度臨時休業した際の備えとしても双方向のオンライン学習の環境を整備することが急務であるということから、令和2年度中に全ての児童・生徒に対して1人1台のタブレット端末を使用したオンライン学習環境の実現をしますということでご報告をさせていただきます。

まず項番1です。「オンライン学習」と書かせていただいておりますが、これは東京都の資料を基に載せさせていただいております。ざっくりと五つの型に分けられます。

まずI番、II番のところですが、こちらはまだ全区展開ができていないのですが、よくいう教師と集団で授業をする、ホームルームをするという形がI番になります。II番が教員と子どもと1対1で個別学習などをするものになります。こちらについてはまだ港区としては入れられていない現状がございます。

III番、IV番といたしましては、後程説明いたしますが、動画を配信したり、課題を作成して、中学校はメールアドレスの方に送ってもらって課題の提出をしてもらうようなことをしたりということは港区では実施できているところです。

V番ですが、「まなびポケット」を今、無償で港区の方はさせていただいているのですけれども、これは希望者のみという形になりますが、コンテンツを提供して自分で勉強するといった形のオンライン学習があります。

これの特にⅠ番とⅡ番を強化していこうというような考え方でおります。

項番2です。「これまでの取組」というところで書かせていただいているのですが、3月の段階で、休業中にホームページに課題をアップロードしてお伝えする、4月には、まなびポケット、これは先程言った希望者に提供する、5月には学校からの動画、それから「M i n a t o × T e a c h e r s C h a n n e l s」といって、区教研の先生方と協力して動画を配信するという形のオンライン学習に取り組んでまいりました。

項番3です。先程Ⅰ番とⅡ番、まだ双方向のものができていないというふうな形でお伝えさせていただきましたが、こちらを6月に、今まだ全員には配れていないのですが、インターネット環境のないお子さんにもタブレットとルータをお渡しするので、分散登校中の学校に来ていない日に子どもたちと先生が1日1回は顔を合わせられるということをしていきたいと思います。

項番3の「ただし」のところに書いてあるのですが、今回モデル実施という形で、まずは麻布小と赤坂中を先にやった上で全校に一応モデル実施する予定なのですが、保護者の方の看視の下、無料のアカウントを取得していただいてやっていくというような形で今、実施しております。

そして、これを最終的には12月までに全部入れたいと思っているのですが、それが4番のところに書かせていただいています。

大きく4点あるのですが、まず端末にT e a m s のアプリを導入します。よくZ o o m ではなぜ駄目なのかというご質問をいただくのですが、無料のZ o o m はもちろんセキュリティーが甘いというところがあり、有料のZ o o m もあるのですが、これもちょっと調べてみると有料であっても社員が情報を盗んだというニュースがあがったりZ o o m 自体がまだまだセキュリティーを担保できないというところがあります。今日もテレビ会議システムを活用させていただいておりますし、きちっと設定をすると子ども1人でもしっかりと使えるようなセキュリティーも担保できるというところで、港区としてはT e a m s を取り入れるということにいたしました。

(2) 番のところに書かせていただいたのも、そのセキュリティー対策のことを書かせていただいています。

(3) 番になりますが、学習者用コンテンツの導入で、現在は、まなびポケットを入れさせていただいています。まなびポケットだけでなく色々なものも見ながらあらかじめ、1人で対面してやるオンライン学習のよさもありますが、自分で一つのを進めて学びを深めていくということも大事ですので、学習コンテンツについても導入していくというような形で考えています。

そして最後の(4)番です。I C T 支援員の配置日の増加です。これは学校から強い要望もありまして、今も学校に1人、毎日ついている訳ではないのですが、困ったことがあると呼んで、設定してもらったり、教えてもらったりということをしているのですが、その配置日を増やすことによって先生たちも円滑な形で指導に生かせるのではないかなというところでやっていこうと思っています。

この4点については第2回定例会の方で補正予算として上げさせていただく予定でございます。

5番の方には経費を書かせていただいています。

項番6のスケジュールを御覧ください。本日、教育委員会にて報告させていただいた上で、6月下旬に議会にかけ、8月、9月から契約手続、10月にはTeamsの設定作業、今、保護者の方の看視の下やっているものでなく、教育委員会として、IDをしっかりと付与して設定するので、それを始める。

それから、学習コンテンツの利用が開始できるように。最終的には全員の子どもたち、児童がTeamsで結べたというところで、教育委員会が「開始してください。」と言った方がTeamsでセキュリティーも担保した中で続けていけるかなというところで利用を開始する予定でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

○山内委員 今後仮にまた長期にわたって学校を閉じなければいけないとなったときは、港区としては、それは休業扱いにするのでしょうか。それとも学校としては、つまり授業時数とか授業日数にはカウントできる形で、しかし学校は閉じるという形をとるのか、その辺の方針というのはある程度決まっているのでしょうか。

○教育指導担当課長 あまりにも長く臨時休業が続くようであれば先生がおっしゃった後者の授業時数にしていくということも考えていかななくてはいけないと思うのですが、現時点ではそこまではちょっとまだ検討し切れていないところが現状です。

○山内委員 今後また1カ月とかそうなったときに、それを完全な休校扱いにしてしまうと当然、授業日数も足りなくなってしまう訳ですね。しかし実際には今も、4月、5月にしてもそれぞれの学校でそれなりの教育活動はしていた訳ですから、本来それを、学校を物理的には閉じていても休校扱いにはしないで、教育活動はオフィシャルにオーソライズしてきちんと続けるという方針はどこかで持っておかれた方がいいんじゃないか。

逆にそういうつもりであれば、そういうことも想定しながら、今、学校が開いているときの教育活動もそういうことも心づもりを持ちながらできる。それがそのときになって決めようとなると、その心づもりがない中で対応することになりますから全く変わってくると思うんです。その点はやはり早い段階でお考えになった方がいいんじゃないかというふうに思います。

そして、きちんと学校は物理的に閉じて、港区としては、教育活動は通常どおりきちんと続けるとなれば、それに合わせてこれをどういうふうに生かしていくかということで、より具体的にこのシステムの使い方というのを考えられると思うんです。

○教育指導担当課長 おっしゃるとおりだと思います。今、再開に向けてというところで校長会とも詰めているのですが、今後来ないとも言えないので、早期の段階で決めていきたいと思っています。

○山内委員 これについては積極的に進めたいと思いますけれども、もう一つ、この際ということ言えば、各学校で双方向の授業だけでなく、動画配信型の授業、課題配信型の授業でかなり色々なものを先生方が工夫してつくっていらっしゃると思うんですね。それをどういうふうにきちんと蓄積するかということがもう一つ先に向けて重要で、せっかくなつくったものをそ

のまま終わりにするのではなくて、やはり港区としてあるいは学校として共有の財産として蓄積しながら、そしてよりよいものをその中から使ってみんなで共有して活用していくというような動きができる今後こういう仕組みがより有効に生きてくるのではないかというふうに思います。

双方向も重要ですけども、一日中双方向ですと結構疲れるので、実際には私立の学校を見ても多くはやはり配信型を中心にしながら1日に朝とか、週に何回か双方向を使うというような形でやっているところが多いと思いますけれども、配信型の方をしっかりと蓄えていくことがこういうものを生かすことにつながると思いますので、それも併せてお考えになっていただければと思います。

○教育指導担当課長 承知いたしました。動画の配信の蓄積も、今、どの学年の何の教科でつくっているというのがこっちは分かっているのですけれども、なかなか一覧となっていないので、分かりやすく整理をして今後も使えるように工夫していきたいと思います。

○教育長 それこそ今その後段は、教育センターが今そういう意味では充実した訳じゃないですか。そこが保管して、それでまた貸し出す。そんな役目を教育センターがやると分かりやすいし、学校も、あそこに行けばこういう動画があるとか、課題があるとか、図書館みたいな形。ぜひ教育センターとしてやってほしいなと思いました。

それから前段のご質問の部分なんだけれども、オンライン授業をこれまでもやってきて、今後はこういうふうに充実すると、そこがまた休業の場合は主体的に主にやるようになるんだけれども、オンライン授業に関して文科省の考え方は今現在どういうふうに出ているのですか。例えば山内先生がさっき言われた、学校としては物理的には閉鎖しているのだけれどもオンラインという方向でちゃんと授業をやっていますよという授業として認めるのか。

○教育指導担当課長 認めることができるというふうになっています。例えばオンラインのことも授業時数として認めることができますし、家でやった課題については評価して成績に入れてくださいということも言われているので、そこは自治体でしっかり整備して、今後、設定した基準を守っていれば授業として認められるということはあると思います。

○教育長 そういう意味の「できる」ね。できるのは自治体ね。文科省は自治体にそういうある一定のところまでは認めますよということね。

分かりました。では、その条件整備をしておかないといけない。そのレベルまで上がらないといけない。

○山内委員 そういう意味では、文科省も「できる」となっている訳ですから、それをできる体制を取って、それをオーソライズできるかどうかというのを教育委員会がここで確認しておけば、いざとなったときに教育活動を止めないでもきちんと続けられる。そういう意味では、そういうときに備えてそのときの授業日数とかカウントできるような形を担保する、確認して担保するという事は早い段階でしておかれた方がいいんじゃないかと思うんですね。

もう一つは、今回見ていて私立の学校に比べると公立の学校の方が物理的に閉鎖している期間も非常に有利な条件であると思うんです。マスコミとかは私立はオンラインの授業をいっぱいやっていると言っていますけれども、他県をまたいで子どもたちが通学してくるような学校と違ってみんな

な歩いて来られるので、結局、歩いてきて、それに対して時々課題を渡してあげたり、あるいは提出してきたものを見て心配な子には少し追加のコメントをしてあげたり、そういうきめ細やかな対応も公立であるからこそできている訳です。だから、そういうことも積極的に生かしながらオンライン授業をやっていければ、物理的に閉鎖している期間であっても十分対応できると思いますから、積極的にそういう枠組みを早くオーソライズしておかれた方がいいのではないかというふうに、これは個人的な意見ですけれども、思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 4番の「オンライン学習の充実に向けた取組」で、芝小学校は令和3年度、御成門中学校は令和4年度というふうに年度で違う開始というか取組はなぜなのかなと思ひまして。実際、御成門中学校にも大分導入はされていて、同じタイミングでできる可能性はないのかな。早ければいいというものではないですが、なるべく早い方がいいんじゃないかと思ひまして。

○教育指導担当課長 すみません、ここはちょっと書き方が分かりづらくて大変申し訳ありませんでした。御成門中も同じようにT e a m sを導入いたします。ただ、御成門中の場合はモデル校で、入れている端末がi P a dではないのですね。なので、それをi O S端末に変えるのが令和4年度という意味なので、一応T e a m sは始まります。始まって令和4年度にはi P a dでのものにしますという意味で括弧で書いてあったのですが、分かりづらくて申し訳ありませんでした。きちっとどの学校も同じようにT e a m sは始まります。すみません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 確認ですけれども、動画配信型と課題配信型は港区内の小中学校は全て実施と書いてあるんですけれども、各学校ごとにそれなりのやり方でやっているということですか。

○教育指導担当課長 そうです。

○中村委員 例えば動画配信型だと動画はどうやって生徒に発信するんですか。ホームページですか。

○教育指導担当課長 ホームページに載せている場合と、緊急配信メールで「今アップしました」と言って、暗証番号を携帯で送って、それを見ると見られるという形で。全体に公開をしていないですけれども、その学校の子どもたちだけが見られるユーチューブのチャンネルに招待できるものを送っているのと2系統です。ホームページだと重たくて動かなくなったりするので。軽い挨拶とかそういうものはホームページでもいいのですけれども。

○中村委員 結局、生徒側が端末を持っていなくてもできる形でやっていると。

○教育指導担当課長 端末を持っていなかったら一応できません。

○中村委員 ホームページを見て動画を見ることはできますよね。そうか、端末がないとだめか。

○教育指導担当課長 今まで、端末がない子もいました。「うち持っていません」という子には紙で印刷したものを渡したりとか、別の対応はしていました。

○中村委員 では、「実施」と書いてあるけれども、持ってない子は見られていない。

○教育指導担当課長 そういうことです。学校としては実施していますという「実施」です。すみ

ません。

○中村委員 そうの意味ですか。

○教育長 でも今は。

○教育指導担当課長 今は貸与がほぼほぼできているので全員見られます。

○中村委員 端末を貸与している訳ですね。

○教育指導担当課長 そうです。

○中村委員 それは、希望者は全員に。

○教育指導担当課長 そうです。希望した子には全員にです。

○中村委員 だから今はできていると。

○教育指導担当課長 はい。

○薩田委員 環境が家にはリーダーと端末を全員に貸出しがもう完了しているんですか。

○教育指導担当課長 終了はしていません。毎日200台ずつぐらいいして、センターで指導主事が設定して学校に運んで順次配っている感じです。

来週末には完了する形です。工場みたいに今なっていて。指導主事が頑張って毎日設定して、毎日車を出して持っていっています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

7 図書館の5月分利用実績について

○教育長 次に、「図書館の5月分利用実績について」、定例報告については配布資料のとおりです。この報告事項についてご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

8 港区立小中学校、幼稚園の手洗い水栓の自動化について

○教育長 次に「港区立小中学校、幼稚園の手洗い水栓の自動化について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは資料8、港区立小中学校、幼稚園の手洗い水栓の自動化についてご説明させていただきます。

新型コロナウイルスの感染予防対策として、小中学校、幼稚園の手洗い場の水栓を自動化するというものです。

概要につきましては、「港区立幼稚園、小中学校学校再開ガイドライン」に基づきまして、各学校では幼児・児童・生徒に対し、登園・登校後や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後などの手洗いを励行してございます。学校生活における手洗い時の手指の接触機会を低減するため、学校内の全てのトイレの水栓について手回し式から自動式に取り替えるとともに、廊下の水栓

の半数を同様に置き替えるというものでございます。

置き替えの対象につきましては、自動水栓化が行われる水栓は全て手洗い専用という形になってございます。廊下の水栓は手洗いだけでなく水飲みにも利用されているため、各校園長と協議しながら、水栓の自動式の数を調整させていただきたいと思っております。

なお、なお書きのウォータークーラーの点についてなんですけれども、ウォータークーラーの設置費用、こちらも予算の方に計上することを考えてございます。したがって、この中には「設置を検討します」と記載してございますけれども、本日付でウォータークーラーの設置費用を予算計上するというのと、箇所と台数については、各校園長と調整しながら設置箇所、設置場所の方を検討していきたいというところで考えてございます。

次のページになりますけれども、概算の費用については約7,700万円を計上します。

スケジュールについては、本月、6月から学校と自動水栓設置場所を調整していきたいというところで考えています。置き替えの工事については、最短で8月の中旬からやっていきたいというところで考えています。全ての施設が完了するのが年度内を目指しているというところでございます。

参考までに置き替えのイメージにつきましては、現状のイメージが左側ですね、手回しの部分。右側の方が置き替えのイメージというところで自動化の写真、こちらを付けさせていただきました。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

ウォータークーラーのところは「検討します」じゃなくて「設置します」になっているけれども、廊下の設置にしてくれた残りのどれだけの数を自動水栓にするか、それによってウォータークーラーがどれくらい設置するかということなので、ちょっと文章を、報告内容の囲みのところも含めて修正しておいてくれますか。スケジュールも、自動水栓化はこうなんだろうけど、ウォータークーラーはちょっと時間がかかる訳でしょう、年度内に終わるにしても。ちょっと全体的に。

ただ、概算費用の7,700万の中にはウォータークーラーの設置、いくつかは別にして想定数が入っているということでもいいんだよね。

○学校施設担当課長 おっしゃるとおりです。入っています。

○教育長 全体を見て分かるようにしておいてください。セットだということが。

いかがでしょう。

○中村委員 分かれば教えてもらいたいですけれども、都内23区内で自動化されている割合は大体どれくらいの割合なんですか。

○学校施設担当課長 今回、23区のうち回答を得られたのが19区、こちらの方から回答を得られました。ジテンの方なんですけれども、6月9日、こちらの方にちょっと確認させていただきました。今現在、トイレを全て自動化されているというところというか、実施済みというのが、一部実施も含めてですけれども、5区行われています。目黒区に関しては、トイレの自動化というのは順次計画的にやられているということは聞いていますけれども、今回コロナウイルスに対して、廊下の水栓も自動化していこうというところで、今年度実施に向けて動いているというところで聞いて

てございます。

○中村委員 目黒のみですか。

○学校施設担当課長 そうです。ほかのところというのは、検討中というのが4区というところで伺っています。ちなみに計画が今現在予定ないという部分は、もちろん聞き取りという形になりますけれども、19区のうち10区は今現在まだ計画というのは予定されていないというふうには聞いています。

○中村委員 分かりました。全体として見ればあまり進んでいないということですね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区立スポーツ施設指定管理者候補者の選定について（非公開）

○教育長 それでは、これより非公開の報告に入ります。

（非公開審議）

3 図書館システム用端末機等の購入について

○教育長 それでは、報告事項の3番「図書館システム用端末機等の購入について」説明をお願いします。先程の質問に対する回答を。

○図書文化財課長 先程ご指摘いただきましたご質問について、郷土歴史館でなぜ今回、バーコードリーダー、ハンディターミナルなど機器を更新するかということでございますが、こちらの機器は平成30年11月に郷土歴史館がオープンしました際に既に図書館の方で持っておりました予備の機械を持って行って設置をしたということがございます。

そのため、今回、5年の期限を迎えるということで、今回更新をするというものでございます。申し訳ございませんでした。

○教育長 分かりました。

ほかによろしいですか。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しました。委員または説明員から何かありますでしょうか。

○学務課長 すみません、資料を一部追加でお配りさせていただきたいんですけれども、本日、区立の幼稚園・学校への新しいシステムを導入することについて、情報提供させていただきたいと思っております。

区立幼稚園・学校への感染症情報システムの導入についてでございます。こちらにつきましては日本学校保健会が導入をして希望する自治体の学校等へ無償で提供されるシステムになってございます。

こちらはこういったものかといいますと、各学校が感染症による欠席者であったり、その症状の

情報とか、診断名があればその病名とかをインターネットを介してサーバの方に入力をするということで、近隣の学校の状況であったり港区教育委員会、みなと保健所等、また近隣の自治体等の状況も知ることができるということで、感染症に対して適切な対応ができるようになるというものでございます。

期待される効果におきましては四つ挙げさせていただいております、幼稚園・学校、保健所等は発生状況から感染症流行の兆候を早めに探知できること。

2点目としましては、早期に探知することでみなと保健所や学校医からの注意喚起とか衛生管理のアドバイスが早期に受けられることができることで、連携した対応ができるようになるということになってございます。

3番目といたしましては、区立幼稚園・学校の担当者がシステムへ入力することによりまして、これまで学務課の方に感染症対策について何かあった場合は紙で報告をしてもらっていましたが、それが要らなくなる、軽減されるというふうになってございます。

最後、今後、幼稚園・学校等で感染症に関する国への報告で今回のコロナウイルスの関係でさらに報告書を求められるという予定になっておりますので、それにも活用できるということになっておりまして、報告を求められた際には速やかに対応ができるというシステムになってございます。

スケジュールについては記載のとおりですけれども、7月上旬からはシステムの使用開始をしまして、検証等を行いまして、8月25日、2学期からは正式に本格稼働をさせていきたいというふうに考えてございます。

情報提供は以上でございます。

○教育長 何かありますでしょうか。

○中村委員 これは感染症で欠席した場合だけですね。

○学務課長 そのとおりでございます。

○中村委員 そうすると、題名がちょっと誤解を招くじゃないですか。区立幼稚園・学校への学校等欠席者兼感染症情報システムという、単に風邪で休んだ人は含まないんでしょう。

○学務課長 欠席をした段階で感染症、病名が出なくても、例えばそのおそれがある、お腹が痛いとかそういったもので、例えばノロウイルスの関係で疑われる場合というのも基本的に入れておいて。

○中村委員 だけど、けがで休んだりした場合は入らないでしょう。

○学務課長 けがの場合は入らないです。

○中村委員 だって、それは学校欠席者でしょう。だから学校を休んだ人全体を見るものではないですよ。

○学務課長 そうです。

○中村委員 それはちょっと工夫した方がいいんじゃないですか。

○学務課長 委員ご指摘のとおりなんです、国というか、こちらの日本学校保健会が導入しているシステム名が実は学校等欠席者・感染症情報システムという名前が付いておりまして、これが固

有名詞になっておりまして、ちょっと誤解を招きやすい話ではございますが、そういった状況になっております。

○中村委員 では、感染症のおそれがあるような人もこの欠席者には入っている訳ですね。分かりました。ちょっと気になったので。

○薩田委員 これは保護者とかも、例えばインフルエンザが今はやっているらしいけれども、どこでどういう状況なのか知りたいという気持ちで、これが見られるのか、どこまでこれが公開されるんでしょうか。

○学務課長 こちらのシステムについては、ユーザーID、パスワードが各学校と教育委員会であったり保健所であったりというところへ配られておりまして、そこでのみしか一応見られないことになっております。ただ、例えばそこに出てくる情報を各学校が加工した上で提供するとか、近隣はどういう状況になっていますよということは提供できるようになりますので、そういった意味では利用はできるということになります。

○薩田委員 全くそこは極秘じゃないですけども、そういう訳ではないと。はい、分かりました。

○教育長 ほかにいかがですか。

よろしいですか。

ほかに委員、説明員から何かありますでしょうか。

○—— 学校が6月1日から再開をされまして、1日から順次学校報告をさせていただいておりますので、状況を簡単に、口頭ですけれども、ご報告をさせていただきます。

6月1日、2日あたりは小学校はもう入学式、始業式を終えていたので再開後、授業等、学級づくりというのが始まったんですが、様子を見てみると1日目、2日目あたりは子どもたちはやはりちょっと警戒しているような、緊張感が相当あるような様子でした。先週末から今週あたりにかけて見ると、かなり慣れてきたなというのが印象です。

それから子どもたちの出席状況の様子ですけども、4月の状況のときはかなり感染状況が急増していたところもあったので、10数%の方が入学式だとか始業式を欠席していたという状況なんですけど、ここのところ聞いている中では、多い学校では10数名、感染が心配なのでということで欠席している学校もありますけれども、ほぼほぼ欠席が1人、2人とかというところが多いです。それから、1週目は少し様子を見ていたけれども2週目から出てきているというお子さんもいらっしゃるようです。そういうような状況です。

それから教員にとってどうかというと、分散登校で始まっているので教員も半分ずつということなので、少ない人数のところ複数の教員が入ることによって、お互いに教員が学び合う、指導力、授業力の向上にもつながるということで、教員にとってもけがの功名というか、いい形で進んでいるということです。

子どもたちの様子を見ても比較的落ち着いた感じでスタートできているという意味では、長期の休業が続いていましたけれども、心のケアを含めていい形でスタートし始めているかなという感じですか。各学校とも感染対策を相当徹底してもらっておりまして、検温をしてきてもらった上で、学

校でも検温したりだとか、靴のところで除菌をするためのものを置いたりとか、少し熱があるような子がいたら通常の保健室とは別の保健室を用意したりとかやっています。

ただ、学校の施設の規模だとか児童数、生徒数の関係で少し余裕があるところ、例えばオープンスペースが脇にあるようなところは広げてやることができたりするんですけども、多目的室とかランチ室があるところについては、そこを教室がわりにできるんですが、そうじゃないような大規模校等についてはやはり分散でやるしかないということで、かなり苦勞しているという状況がありますが、各学校の状況に合わせて苦勞しながらもやってきていただいている、そんな状況です。

簡単ですが、以上です。

○教育長 学務課長の方はあるの。

○学務課長 私の方からも保健給食の関係とかで気にして見ているところとしては、ちゃんと検温してきているのかどうかとか、健康カードをちゃんと書いてきているのかというところから始まっております。基本的に小学生の子は最初はやはり忘れてくる子が多かったりして、ある学校では100人という単位で忘れてきて、体育館に全員そちらを入れて、椅子に全部座って検温を終わらせていくということも1日目あったというふうに聞いております。

そういったところから、1日目はそうですけども、2日目、3日目ということで子どもたちもしっかりそういったものを作ってこななければいけないんだということで落ち着いてきたと聞いております。

また、我々の方からも非接触型の温度計、体温計ではなく温度計に今なっています。というのは、医療用の体温計というのは、非接触型はなかなか手に入らなくて、6月中に用意できたのが非接触型の体温計じゃなくて温度計になりますけれども、そちらで測ってある程度の温度があれば今度はしっかりと検温をするという形でやらせていただいたところで、大体スムーズに授業の方に入れたのかなというふうに思います。

あと6月8日からは学校給食が始まりまして、なるべく弁当給食をしていきたいと。その中でも子どもたちがせっかく、1年生なんか特に初めての給食になりますので、こういったものになるのかなと楽しみにしているのも、そういったところを我々も視察をしてきました。各学校では、その状況に応じて本当に子どもたちが、あっと思うようなうれしそうな顔で持っていく姿を見るときに、少しずつ学校が始まったんだな、これからまた普通の給食に戻っていくときにしっかりとまた給食を提供しながら、魅力ある学校づくりに我々も頑張っていかなきゃいけないなと思った次第でございます。

報告は以上です。

○教育長 指導課長からはありますか。

○教育指導担当課長 私は一緒に回っているのではなくて個別に回っています。例えば私の課題の方は、学校がどういう時数で授業をするかというのがあるので形とかそういうものを見ていただいているんですが、色々クレームとか来るので、この学校は人数が少ないのになぜこんな時数なんですとか、そういうご質問とかもありましたので、個別に回って行って校長先生とお話をして、最

初はやはり感染症予防が大事なのでというところでやっていったんですけども、3週目からちょっと時間を変えてこういうふうに保護者に出しますと直した学校なんかもあったりして、そういう観点で見て、校長先生にお考えを聞いたりとかして回っています。

私は5校行ったのかな、幼稚園を含めて。今ご説明があったような形で子どもたちは速やかに流れて勉強もしていたし、私が見たシーンで、幼稚園生なんかマスクして遊んでいるんですけども、暑いとやはり苦しくなりますよね。「ああ、港区の子だな」と思ったのは、暑いから、ちょっと端に行って外して、1人だからこうやって外して、また着けて戻ったりとか、そういうこともやっていたので、そういうことをやっているのはどうしてですかと園長先生に聞いたら、色々感染しちゃうからするんだけど、苦しくなったら言うんだよということは言って、そういうところもきちっと指導できていいことかなというふうに思っています。

以上です。

○教育長 私もいくつか見たんですけども、悪い意味ではなくて、それぞれ学校独自に考えているんですね。さっきの時数の話も、それから分散登校のやり方も色々な工夫をされてやってもらって、それは校長が決めるというよりは先生方に提案してもらって、それをうまくやっているの、この学校とこの学校はやり方違うんだけど、その学校としてうまくいっている。非常にいい形で進んでいると思います。

ただ、これは分散登校が終わって、全員登校になったときにどうなのかなというのが校園長の心配ですね。

○中村委員 非公式な質問というか、あれなんですけれども、この一連のコロナが終わったとして、それでも例えば成果的によかったから分散登校していこうとか、そういうことというのはオーケーなんですか。それとも全く元に戻さなきゃいけないんですか。

○教育指導担当課長 基本はきちっと集団のよさの中で、習熟を特に図らなければいけないのは少人数指導したり、全体でやれるよさがあったりするの、それは学級単位の指導は私たちが目指すところかなとは思いますが。ただ、やはり個別に手厚くということでは一部、やはりいいよねと言っている意見もあります。

答えとしては、やはり最終的には全体に戻すべきかなとは思いますが。

○中村委員 今、小学校が18、中学校が10ある中でそれぞれ、10以上もされていると思うんですね、統一してこうしろというのは。それなりに色々そういう意味で一つの研究というか、実証実験みたいな形でしているの、そういうのを総括的に、落ち着いたところで、今年やるとか来年やるとかじゃなくて、詰めて、何かまた新たな方向性を持てれば、先生によっては分散登校の方がちょっとずつ、白金の丘の場合なんかはその方がちょっと楽かもしれないような気がすると言っている訳だね、校長が。

本当にそれが先行きいいかどうか分からないし、もっといい取組をされているところもあるし、それから給食時間に集中しない、給食時間をずらしているような学校があるから、ちょっと集中しないとこういう問題なんかも、メリット・デメリットが出てくるんじゃないかと思うし、まだ今、こ

れは非公式ですよ、例の9月どうのこうのと、一部の県なんかに渡るのでも色々ちょっと難しいものが出てくると思うので、ちょっとそういう結果をどこかで、落ち着いたところでまとめていただいて、何かよりいい方法があれば、せつかくこういう時期なんで、色々僕も勉強させてもらいたいと思うし、またよりよい方法があれば港区スタイルみたいなことで発信できればおもしろいかなというふうに思っています。よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○薩田委員 ちょっとクレームがあつて対応がというのは、保護者からのものですか。先生からもあるのですか。

○教育指導担当課長 保護者とか地域の方から来て、そこに私たちも説明するというのは、こういう意図があつて校長がそれぞれその学校の実態に合わせてやっていると言うと皆さんご理解いただいて終わっているんですけども、実際どうしてそうお考えになったのかとか、よさがきっとあるんだと思うので、見に行つて話をしたところ、すごく安全にと思つて設定したけれども、思いのほか速やかに、検温するのにも外に並んで、みんな逃げずに測れて、見せてオーケーと言われたら左に行くというようなシステムチックにいたりして、授業なんかを見せてもらつてもきちっと隙間も空けてやれているので、これだったら何回もすぐ消毒もこのタイミングでできるので、もうちょっとコマ数を増やせるかなと今思っているんだなんていう話をそのときに聞きました。なので、クレームがあつたので、ありましたという意見ではなく、こちらとしてもどういう感じののかなというのを知っておいた上でお考えを伺つて、そういうよさもあるんだなとかというのを確認させてもらったというようなイメージです。

○薩田委員 でも意外と保護者とか地域の方つて情報早いですよ。うちはこうなんだけれども、こっちはこうと言うと、えっ、どうしてなんだろうねというのがすごく早くて。港区内でも早いんですけども、テレビで都立が今こうなりますとか夏休みのことが発表されて、でも港区は夏休みの期間がとなつたときに、クレームじゃないんですけども、「港区はのんきね」みたいな。「足りているのかしら、それで」とか。保護者の方も逆に都にならつていけば何となく安心というのがあるんですけども、ちょっとニュースは違つていないですか、今現在、夏休みが。そうすると、そこで親子ともども、「えっ、いいんだろうか、大丈夫なのかな」と。自分たちは夏休みでそんなのんきに過ごしてこの1週間はいいんだろうかみたいなところも考える家はある。一方で、「やったあ、長い。うちの方が長い」と両手挙げて喜んでいる親子もいるというところで、その辺、やったあとと喜ぶ方はいいんですけども、そこをすごく心配されている方に対しては何て答えてあげたらいいのかなと思つて。

○教育指導担当課長 時数の確保ももちろんトータル、年間で考えるので、夏休みだけじゃないんですよという説明と、やはり内容がしっかり子どもたちにとって身に付くようなカリキュラム、指導法でなくてはいけませんので、こちらにうちの区は重きを置いている、ただやみくもに、はい、何日ですと決めてやっている訳ではないんですよというご説明をすると、そんなに考えているんだというようなことは言われるんです。そうです、うちの学校は日本一ですよというふうなあれは言えない

にしても、考えてやっているのというようなご説明はしています。

○**薩田委員** 結局、土曜日授業が増える方向では。

○**教育指導担当課長** 学校によってです。この分散期間中は土曜日はやらないですけども、例えば年間通して12回と出していた学校も、例えば14回にするというのを出してくる学校もあるかもしれません。4月からのものなので、2月28日までに1回出してもらっているのですが、それを出し直しするのを6月30日までというふうにしています。

○**教育長** よろしいですか。

「閉会」

○**教育長** それでは、これをもちまして閉会といたします。次回は臨時会を6月22日月曜日、午前10時から開催の予定ですので、よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

(午後3時45分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 中村 博